

ROTARY INTERNATIONAL

2004年11月29日



2004-05 年度地区ガバナー各位
2004-05 年度地区青少年交換委員長各位

ED FUTA
General Secretary
PH 847.866.3431
FAX 847.866.3037

拝啓

去る9月下旬に、ロータリー青少年交換プログラムにおける児童性的虐待およびハラスメントについてRI理事会が掘り下げて話し合う予定であることを皆さまにご報告いたしました。先週行われたこの非常に重要な会合で話し合われた、児童虐待およびハラスメントに関するロータリー・クラブおよび地区のための指針を強化する国際ロータリーの努力について、皆さまに最新状況をお伝えしたいと存じます。

青少年交換に関与するロータリアンは、過去5回の青少年交換役員大会前会議において本件を取り上げ、地区のレベルにおける虐待予防対策を検討しました。これらの討議や作業によって、地区や合同地区が国際的に使用する新たな方針および手続を設定するための土台が形作られました。この重要な問題と向き合い、最も重要なこととしてロータリーの保護のもとで青少年の安全を確保するために理事会が取った手続は、勇気に富み、敬意に値し、かつ必要なものであったと私は確信しております。

青少年への奉仕に対する熱意を支援するために、ロータリアンは青少年交換プログラムを通じて模範を示し、また、プログラムを通じて、一貫した分別ある予防対策の基準を定着させるために、適度の中央集権的な管理運営体制が敷かれることとなります。この中央集権的な管理運営体制は、プログラムの参加に伴い義務づけられる地区の証明プログラムを通して実現されます。地区の証明により、包括的な虐待予防プログラムを支援していくこととなります。

理事会は、地区の証明という概念を支持し、認可し、承認しました。全体的な仕組みは、専門家の意見を取り入れて考案し、全面的に実施することが意図されていますが、その他に皆さまからのご提案やご意見が大変重要となります。特に、地区とクラブが遵守するよう期待される支援資料や基準を作成する上で、皆さまのご意見が貴重なものとなります。

この証明の目的は、交換のあらゆる局面におけるロータリアンの積極的関与を維持し、広範かつ明確な方針内容の枠内において、地元の条件やニーズに適うプログラムの運営を維持することです。証明は、青少年交換プログラムを遂行するにあたり、すべての地区が準拠すべき最低基準を義務づけるものです。地区は、RIよりも内容をさらに加えた方針や手続を採用したり、最低基準を維持しながら、クラブごとの柔軟性を認めることができます。

One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois
60201-3698 USA
PH 847.866.3000
FAX 847.328.8554
www.rotary.org

地区の証明にはいくつかの重要な要素があります。証明により、不測の事態が起きた場合のRIへの報告と学生のデータの収集を義務付けるものです。学生の状況観察(トラッキング)は、2005-06年度には任意ですが、2006-07年度から義務づけられます。これは、各学生への十分かつ安定した支援態勢を強調するものです。これによって、ホストファミリー、クラブ顧問、他のプログラム参加者と問題があった場合に、各学生が相談できる複数の成人を持つことができるようになります。これはまた、家庭訪問、犯罪歴の調査の義務化など、ホストファミリーおよびプログラムに関与するすべての成人を事前に審査するためのベスト・プラクティス(最善の実践方法)を正式な手続にします。さらに、地区やクラブの指導者、ホストファミリー、学生とその両親に向けた、虐待とハラスメントに関する新たな予防方針を支援するための、十分な研修が導入されます。2006-07年度以降の青少年交換の参加者には、全面的な証明が必要となります。

11月会合で理事会が定めた重要な青少年交換の新方針の概要は、以下の通りです。

- すべてのクラブおよび地区の青少年交換プログラムは、青少年交換の指針に従うことの証明が義務づけられる。地区が一部、指針に従うことができないような地元の条件が存在する場合には、事務総長にその旨通知し、証明を受けるためには、これらの指針の意図を保つ代替の手続を設定しなければならない。
- 本プログラムに関与するすべての成人(ロータリアンおよびロータリアン以外)、すなわち委員、ホストファミリー、クラブ顧問、その他の人々(ただしこれらに限らない)は、青少年ボランティア誓約書に記入、署名し、犯罪歴の確認と経歴照会を受けることに同意しなければならない。
- 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
- 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受けたロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との一切の接触を断たなければならない。
- クラブは、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンも、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。
- 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合には、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、該当する個人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられるものとする。その後も性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、当該当事者はロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
- ロータリー青少年プログラムが関わる状況下での性的虐待およびハラスメントの予防に関する必須のグループ討論セッションが、ガバナー・エレクトのための各国際協議会で実施されるものとする。

専門家と協力の上、職員は今後数カ月間に加えられるこれらの変更の一環として、数々の支援資料の作成に取りかかります。これらの資料を是非とも検討され、お気づきの点をご指摘いただくなど、皆さまのご参加およびご意見をお寄せください。また、ロータリアンや青少年交換および児童保護に関わる他の人々からの援助も求めています。手続を立案し、本プログラムに参加するにあたり、皆さまからのご支援を何卒お願いいたします。ご関心のある方は、12月30日までにその旨青少年交換担当職員までご連絡ください。青少年を守り、青少年交換プログラムの今後の発展を確かなものとするために、支援資料や援助源を作成し、効果的な措置を講じるためにも、皆さまのご経験と専門知識をお聞かせください。

既に虐待とハラスメントに関する方針を整備している地区もありますが、方針を持たない地区や、現行の方針の改善に役立てるために、包括的な「地区の虐待およびハラスメントに関する方針」の見本を現在作成しております。この資料は2004年12月にご入手いただける予定です。この資料は、青少年交換プログラムにおけるこの問題の重要性、およびプログラム参加者の安全を確保するためのすべてのボランティア、ロータリアン、ロータリアン以外の人々の責務を概説するものです。予防方法は、文化的な違いを想定して説明されます。ホストファミリー、ロータリアンおよびロータリアン以外のボランティア、その他の参加者を慎重に査定し、審査するための基準、および推進やウェブサイトの内容に関する指針が検討されます。「地区の虐待およびハラスメントに関する方針作成のための指針」を同封いたしましたのでご参照ください。これは、皆さまが方針の見本の完成を待つことを望まれない場合に、青少年交換学生を効果的に保護するための方針を立案したり、現行の方針や手続を改正するにあたり、地区を援助するものです。

本方針が完成するまでの間、地区の方針を検討するチームを招集して作業を開始されることをお勧めいたします。皆さまの地区とクラブの青少年交換委員長、ならびに他のプログラム(インターアクト、RYLA、社会奉仕、職業奉仕など)の委員会委員は、青少年プログラムにおける豊富な経験を生かされることができます。地区研修リーダー、現任および次期地区指導者、クラブ会長は、管理運営および組織的な支援を提供することができます。最後に(そして最も重要なことですが)、保険、警察、法律、児童保護(社会福祉、心理学、精神医学、医学など)を専門とするロータリアンあるいはロータリアン以外の人々は、専門知識や助言を提供してくれるでしょう。

また、現行の方針を見直され、RIが提供する指針に照らして再評価されることもお勧めいたします。これらの指針はすべてを網羅するものではありませんが、すべての地区が適用すべき十分な基準となるものです。地元の法律や社会奉仕団体などを調べて、これが期待に合うものか、青少年プログラムのための支援源が地元是否存在するかを確認してください。方針が法律に完全に適用するよう、検討に参加する少なくとも1名は、地元の法律に精通し、よく理解している人であることが重要です。国のレベルでは、青少年プログラムのための支援源を備えた数多くの児童保護団体やリスク・マネジメント団体があるはずですが、これらの団体が提供しているベスト・プラクティス(最善の実践方法)を調査し、それをロータリーで生かすことをご検討ください。皆さまのご協力があれば、より完全で適切な方針を作り上げることができます。

「地区の虐待およびハラスメント予防に関する方針」の見本を受け取られ、検討されましたら、それに従って貴地区の方針を修正されるか、新しい方針を作成されるようお願いいたします。援助やご相談が必要な場合には、青少年交換担当の職員にお気軽にご連絡ください。また、すべての方針を RI にご提出くださるようお願いいたします。

2004年9月2日にお送りした書簡の中で、貴地区の青少年交換プログラムに適用している方針と、地区や地区が合同で作成したすべての推進資料をお送りいただくよう、皆さまにお願いいたしました。これらは、本プログラムの現状を判断し、地区の証明プログラムの具体的内容を検討するうえで役立ちます。まだお送りいただいていない場合には、お送りくださるようお願いいたします。

最後に、私は、これらの管理運営業務をより適切に実施し、青少年交換プログラムに携わるロータリアンをより効果的に支援するために、青少年交換プログラムを支援する職員の増員を許可いたしました。より効率的かつ充実した支援を得るために、以下の職員に連絡を取られることをお勧めいたします。

青少年交換プログラム・コーディネーター

Debi Biess

電話: 1-847-866-3421

Eメール: biessd@rotaryintl.org

Meg Blake

電話: 1-847-866-3383

Eメール: blakem@rotaryintl.org

Jill Wechtler

電話: 1-847-866-3283

Eメール: wechtlej@rotaryintl.org

Adam Doty, Supervisor, Intercultural Exchange, RI Programs Division

電話: 1-847-866-3422

Eメール: dotya@rotaryintl.org

一般的な連絡先: ファックス: +1-847-866-6116、Eメール: youthexchange@rotaryintl.org

以上は報告と評価における大幅な変更であるため、手続は時間をかけて作成される予定です。これは一晩で行えることではありません。皆さまのご理解とご協力、そしてご尽力があれば、多大な成果がもたらされることと思います。ロータリーのプログラムに関わる青少年を保護する私たちの責任に対し、決意と意欲を新たにしなければなりません。

ロータリー青少年交換プログラムに対する常日頃の皆さまのご献身を感謝いたします。ご質問などがあります場合は、ご遠慮なく私、あるいはプログラムの管理にあたるの事務局職員までご連絡くださるようお願いいたします。

敬具

Ed Futa

エド・フタ (布田)

国際ロータリー事務総長

EF/ad

同文写送付先: グレン E. エステス・シニア国際ロータリー会長

カール・ヴィルヘルム・ステンハンマー国際ロータリー会長エレクト

2004-05年度ロータリー青少年交換委員会

2004-05年度多地区青少年交換合同役員

2005-06年度地区ガバナー